

行 経 第 49 号
令和 7 年 11 月 13 日

水戸市監査委員 様

水 戸 市 長

包括外部監査の結果に基づく措置状況について（通知）

このことについて、包括外部監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、通知します。

(参考) 監査の結果に基づく対応状況（教育委員会所管分を含む。）

監査実施年度	テーマ	指摘等の件数	対応状況					
			区分	R4年3月2日 通知（件数） ※（）は累計数	R5年3月20日 通知（件数） ※（）は累計数	R6年3月19日 通知（件数） ※（）は累計数	R6年11月22日 通知（件数） ※（）は累計数	R7年11月13日 通知（件数） ※（）は累計数
R2年度	公有財産等の管理に関する財務事務の執行について	指摘 37件	措置済み	14	17（31）	1（32）	—（32）	—（32）
			措置を要しない理由のあるもの	3	—（3）	—（3）	—（3）	—（3）
			対応中	20	3	2	2	2
		意見 24件	措置済み	4	3（7）	1（8）	1（9）	1（10）
			措置を要しない理由のあるもの	2	—（2）	—（2）	—（2）	—（2）
			対応中	18	15	14	13	12
R3年度	外郭団体等に係る財務に関する事務の執行について	指摘 28件	措置済み		16	6（22）	1（23）	3（26）
			措置を要しない理由のあるもの		1	—（1）	—（1）	—（1）
			対応中		11	5	4	1
		意見 25件	措置済み		9	5（14）	2（16）	1（17）
			措置を要しない理由のあるもの		1	—（1）	—（1）	—（1）
			対応中		15	10	8	7

監査実施年度	テーマ	指摘等の件数	対応状況					
			区分	R4年3月2日通知（件数） ※（）は累計数	R5年3月20日通知（件数） ※（）は累計数	R6年3月19日通知（件数） ※（）は累計数	R6年11月22日通知（件数） ※（）は累計数	R7年11月13日通知（件数） ※（）は累計数
R4年度	水戸市上下水道局における財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 16件	措置済み			5	6（11）	2（13）
			措置を要しない理由のあるもの			—	—	—
			対応中			11	5	3
		意見 26件	措置済み			2	8（10）	9（19）
			措置を要しない理由のあるもの			—	—	2
			対応中			24	16	5
R5年度	水戸市におけるこども・子育て支援施策に関する財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 6件	措置済み				3	3（6）
			措置を要しない理由のあるもの				—	—
			対応中				3	—
		意見 10件	措置済み				3	4（7）
			措置を要しない理由のあるもの				1	—（1）
			対応中				6	2

監査実施年度	テーマ	指摘等の件数	対応状況					
			区分	R4年3月2日通知（件数） ※（）は累計数	R5年3月20日通知（件数） ※（）は累計数	R6年3月19日通知（件数） ※（）は累計数	R6年11月22日通知（件数） ※（）は累計数	R7年11月13日通知（件数） ※（）は累計数
R6年度	教育委員会における財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 58件	措置済み					54
			措置を要しない理由のあるもの					2
			対応中					2
		意見 20件	措置済み					11
			措置を要しない理由のあるもの					2
			対応中					7

対応状況については、1件の指摘・意見に複数の事項が含まれる場合などは、当該指摘・意見中の全ての事項に措置を講じるまで「対応中」として扱うものとする。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)		こども政策課																																																																																														
報告書ページ	48	区別 の番号	指摘事項																																																																																															
指摘事項等 の内容	事業計画策定における適切な前提について 水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画においては推計人口をもとに、今後の具体的施策の量の見込みの算出を行っている。水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画における推計人口は次のとおり。																																																																																																	
	<p style="text-align: center;">■年齢別推計人口</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">年齢／学年</th> <th>2020 (R2)年度</th> <th>2021 (R3)年度</th> <th>2022 (R4)年度</th> <th>2023 (R5)年度</th> <th>2024 (R6)年度</th> </tr> <tr> <th>年齢</th> <th>学年</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳</td><td></td><td>2,283</td><td>2,238</td><td>2,195</td><td>2,158</td><td>2,125</td></tr> <tr><td>1歳</td><td></td><td>2,174</td><td>2,304</td><td>2,259</td><td>2,216</td><td>2,179</td></tr> <tr><td>2歳</td><td></td><td>2,306</td><td>2,134</td><td>2,264</td><td>2,219</td><td>2,176</td></tr> <tr><td>3歳</td><td></td><td>2,294</td><td>2,290</td><td>2,118</td><td>2,248</td><td>2,203</td></tr> <tr><td>4歳</td><td></td><td>2,333</td><td>2,267</td><td>2,263</td><td>2,091</td><td>2,221</td></tr> <tr><td>5歳</td><td></td><td>2,088</td><td>2,323</td><td>2,257</td><td>2,253</td><td>2,081</td></tr> <tr><td>6歳</td><td>小1</td><td>2,191</td><td>2,077</td><td>2,312</td><td>2,246</td><td>2,242</td></tr> <tr><td>7歳</td><td>小2</td><td>2,161</td><td>2,192</td><td>2,078</td><td>2,313</td><td>2,247</td></tr> <tr><td>8歳</td><td>小3</td><td>2,189</td><td>2,150</td><td>2,181</td><td>2,067</td><td>2,302</td></tr> <tr><td>9歳</td><td>小4</td><td>2,192</td><td>2,182</td><td>2,143</td><td>2,174</td><td>2,060</td></tr> <tr><td>10歳</td><td>小5</td><td>2,356</td><td>2,194</td><td>2,184</td><td>2,145</td><td>2,176</td></tr> <tr><td>11歳</td><td>小6</td><td>2,264</td><td>2,359</td><td>2,197</td><td>2,187</td><td>2,148</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p>	年齢／学年		2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	年齢	学年						0歳		2,283	2,238	2,195	2,158	2,125	1歳		2,174	2,304	2,259	2,216	2,179	2歳		2,306	2,134	2,264	2,219	2,176	3歳		2,294	2,290	2,118	2,248	2,203	4歳		2,333	2,267	2,263	2,091	2,221	5歳		2,088	2,323	2,257	2,253	2,081	6歳	小1	2,191	2,077	2,312	2,246	2,242	7歳	小2	2,161	2,192	2,078	2,313	2,247	8歳	小3	2,189	2,150	2,181	2,067	2,302	9歳	小4	2,192	2,182	2,143	2,174	2,060	10歳	小5	2,356	2,194	2,184	2,145	2,176	11歳	小6	2,264	2,359	2,197	2,187
年齢／学年		2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度																																																																																												
年齢	学年																																																																																																	
0歳		2,283	2,238	2,195	2,158	2,125																																																																																												
1歳		2,174	2,304	2,259	2,216	2,179																																																																																												
2歳		2,306	2,134	2,264	2,219	2,176																																																																																												
3歳		2,294	2,290	2,118	2,248	2,203																																																																																												
4歳		2,333	2,267	2,263	2,091	2,221																																																																																												
5歳		2,088	2,323	2,257	2,253	2,081																																																																																												
6歳	小1	2,191	2,077	2,312	2,246	2,242																																																																																												
7歳	小2	2,161	2,192	2,078	2,313	2,247																																																																																												
8歳	小3	2,189	2,150	2,181	2,067	2,302																																																																																												
9歳	小4	2,192	2,182	2,143	2,174	2,060																																																																																												
10歳	小5	2,356	2,194	2,184	2,145	2,176																																																																																												
11歳	小6	2,264	2,359	2,197	2,187	2,148																																																																																												
指摘事項等 の内容	<p>水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画における推計人口は水戸市第6次総合計画に基づく3か年実施計画を参考に推計したものであるが、今後の少子化の流れの中でも緩やかな減少にとどまっている。子ども・子育て施策の中でも特に今後の人口の変動が大きいと考えられる0歳～5歳について実際の常住人口と比較したところ次の表のようになつた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="8">単位：人</th> </tr> <tr> <th>R2年度 推計人口</th> <th>R3.1.1 常住人口</th> <th>差異 △337</th> <th>R3年度 推計人口</th> <th>R4.1.1 常住人口</th> <th>差異 △312</th> <th>R4年度 推計人口</th> <th>R5.1.1 常住人口</th> <th>差異 △375</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳</td><td>2,283</td><td>1,946</td><td>△337</td><td>2,238</td><td>1,926</td><td>△312</td><td>2,195</td><td>1,820</td><td>△375</td></tr> <tr><td>1歳</td><td>2,174</td><td>2,152</td><td>△22</td><td>2,304</td><td>1,933</td><td>△371</td><td>2,259</td><td>1,956</td><td>△303</td></tr> <tr><td>2歳</td><td>2,306</td><td>2,181</td><td>△125</td><td>2,134</td><td>2,075</td><td>△59</td><td>2,264</td><td>1,916</td><td>△348</td></tr> <tr><td>3歳</td><td>2,294</td><td>2,382</td><td>88</td><td>2,290</td><td>2,077</td><td>△213</td><td>2,118</td><td>2,056</td><td>△62</td></tr> <tr><td>4歳</td><td>2,333</td><td>2,286</td><td>△47</td><td>2,267</td><td>2,254</td><td>△13</td><td>2,263</td><td>2,077</td><td>△186</td></tr> <tr><td>5歳</td><td>2,088</td><td>2,281</td><td>193</td><td>2,323</td><td>2,205</td><td>△118</td><td>2,257</td><td>2,252</td><td>△5</td></tr> </tbody> </table>		単位：人								R2年度 推計人口	R3.1.1 常住人口	差異 △337	R3年度 推計人口	R4.1.1 常住人口	差異 △312	R4年度 推計人口	R5.1.1 常住人口	差異 △375	0歳	2,283	1,946	△337	2,238	1,926	△312	2,195	1,820	△375	1歳	2,174	2,152	△22	2,304	1,933	△371	2,259	1,956	△303	2歳	2,306	2,181	△125	2,134	2,075	△59	2,264	1,916	△348	3歳	2,294	2,382	88	2,290	2,077	△213	2,118	2,056	△62	4歳	2,333	2,286	△47	2,267	2,254	△13	2,263	2,077	△186	5歳	2,088	2,281	193	2,323	2,205	△118	2,257	2,252	△5																			
	単位：人																																																																																																	
	R2年度 推計人口	R3.1.1 常住人口	差異 △337	R3年度 推計人口	R4.1.1 常住人口	差異 △312	R4年度 推計人口	R5.1.1 常住人口	差異 △375																																																																																									
0歳	2,283	1,946	△337	2,238	1,926	△312	2,195	1,820	△375																																																																																									
1歳	2,174	2,152	△22	2,304	1,933	△371	2,259	1,956	△303																																																																																									
2歳	2,306	2,181	△125	2,134	2,075	△59	2,264	1,916	△348																																																																																									
3歳	2,294	2,382	88	2,290	2,077	△213	2,118	2,056	△62																																																																																									
4歳	2,333	2,286	△47	2,267	2,254	△13	2,263	2,077	△186																																																																																									
5歳	2,088	2,281	193	2,323	2,205	△118	2,257	2,252	△5																																																																																									

	<p>推計人口と常住人口は同一基準日ではないため差異の人数は傾向をつかむための参考程度のものであるが、前述のように近年では特に少子化が加速しており、水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画における推計人口は計画の初年度から実際の状況と大きな乖離が生じている。1歳以降は前年の1歳若い人口からの大幅な増減は通常見込まれないため、0歳の人口についての見込みが今後の子ども・子育て施策の量の見込みにとって重要なになってくるが水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画では計画初年度である令和2年度～4年度にかけては毎年15%前後の過大な人口推計となっているなど、現実から乖離したものとなっている。過大な推計人口をもとにした施策の量の見込みを算定すれば、過剰な施策の実施となり、厳しい財政状況にある水戸市にとって大事な財源を過剰・無駄な施策の実施に費やしてしまう結果となってしまう。業務改善や事業管理に用いられるPDCAサイクル、すなわち事業実施の過程を①Plan（計画）②Do（実行）③Check（評価）④Action（改善）の4段階に分け、①～④の各段階を1サイクルとして、継続的な業務改善や事業管理を行う方法であるが、この考え方をベースにすると①Plan（計画）設定の段階で非現実的な見込みのもとで実施する施策の量が決定されてしまうため、その後の③Check（評価）段階で適切な施策評価を行うことが煩雑となり、④Action（改善）の段階でも改善策の検討が困難となる。</p> <p>少子化の加速など社会情勢の変動の速度が速く、変化の幅も大きくなる中での子ども・子育て施策の実施において、いかに早くPDCAサイクルを回し、直面する課題に効果的に対応する施策がどのようなものか、試行錯誤していくことが肝要であるため、現実的で適切な前提を元に事業計画を策定することを検討されたい。</p>
講じた措置の内容等	<p>令和7年2月に策定した水戸市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画を内包する）においては、令和5年10月1日の人口を基準とした水戸市第7次総合計画の目標人口ではなく、令和6年4月1日の人口を基準とし、直近の出生数、死亡数等を踏まえ、堅実に量の見込みを算出した。</p> <p>引き続き、予算の編成や事業の実施に当たっては、最新の出生数等を参考にしながら、適切な事業費の計上及び予算の執行に努める。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)		こども政策課																																				
報告書ページ	75	区別 の番号	指摘事項 意見	3																																				
指摘事項等 の内容		<p>債権管理のため適切な管理体制を整えるべきこと</p> <p>母子・父子・寡婦福祉資金の貸付事務については令和2年に水戸市が中核市になったことにより、従来は茨城県で行われていたものが移管された事務である。そのため、資金の貸し付けに係る管理システムは茨城県で利用していた時の専用債権管理システムを継続して使用しているが、包括外部監査に係る資料依頼として、過去3年間の年度末における総貸付残高・貸付先件数及び滞納状況（債務者ごとの滞納額・滞納期間）に係る資料を依頼したが、貸付金の管理は貸付先の個人ごとに行われており、当該システムに集計機能がないため、全体の金額・滞納期間ごとの残高は確認できなかった。令和4年度の貸付事業の実態は次のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度末</th><th>増加</th><th>減少</th><th>令和4年度末</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元金（円）</td><td>83,427,287</td><td>600,000</td><td>10,785,060</td><td>73,242,227</td></tr> <tr> <td>利子（円）</td><td>967,251</td><td></td><td>113,249</td><td>854,002</td></tr> <tr> <td>違約金（円）</td><td>19,419,467</td><td>1,335,569</td><td>611,368</td><td>20,143,668</td></tr> <tr> <td>合計（円）</td><td>103,814,005</td><td>1,935,569</td><td>11,509,677</td><td>94,239,897</td></tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td>人数（人）</td><td>185</td><td>2</td><td>9</td><td>178</td></tr> </tbody> </table> <p>※違約金は資金の償還にあたり滞納があった場合に元利金について年3%発生するものである。</p> <p>推定計算として、令和4年度中に違約金の増加額が1,335千円であることから、3%で割り返すと、$1,335\text{千円} \div 0.03 = 44,518\text{千円}$となる。令和4年度の返済元金のうち、滞納分が1,069千円であることから、全体として44,518千円（推定滞納元利金）+20,143千円（違約金）-1,069千円（令和4年度返済滞納分元金）≈約63,000千円と令和4年度残高の6割を超える金額が滞納者に対する資金貸付残高となっていると推測される。本来貸付金の管理においては、誰にどのような条件で貸し出しを行い、滞納発生者ごとの滞納金額・滞納期間について適時把握する必要がある。現状の債権管理システムにおいてそのような情報が得られない</p>					令和3年度末	増加	減少	令和4年度末	元金（円）	83,427,287	600,000	10,785,060	73,242,227	利子（円）	967,251		113,249	854,002	違約金（円）	19,419,467	1,335,569	611,368	20,143,668	合計（円）	103,814,005	1,935,569	11,509,677	94,239,897						人数（人）	185	2	9	178
	令和3年度末	増加	減少	令和4年度末																																				
元金（円）	83,427,287	600,000	10,785,060	73,242,227																																				
利子（円）	967,251		113,249	854,002																																				
違約金（円）	19,419,467	1,335,569	611,368	20,143,668																																				
合計（円）	103,814,005	1,935,569	11,509,677	94,239,897																																				
人数（人）	185	2	9	178																																				

のであれば、現状のシステムに集計機能を追加するなどの方法で適切な管理を行える体制にするべきである。また、滞納債権の回収について外部委託を検討したが業務受託への応募者ではなく、債権の回収について他部署との情報共有がない状況である。母子・父子・寡婦福祉資金単独での債権回収としてではなく、水戸市が債権者である他の債権と組み合わせて回収の外部委託を検討するなど、より実効性のある回収に向けた取り組みを行うべきである。徴収対策については地方税も含めて大きな課題であり、総務省通知「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項について（総税第 55 号 平成 19 年 3 月 27 日）」においても次のような記載がある。

（3）地方団体内における各種公金の徴収の連携強化地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、国民健康保険料、介護保険料、保育料など国税徴収法の例による自力執行権が付与されている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いずれも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方団体も少なくない。これまでそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてきたところであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の公金債権についても、一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えてきている。地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情等に応じ、検討していただきたい。

（下線は筆者による）

貸付金という性格上、納税者の負担の公平性の確保のためにも、水戸市としての全体的な債権徴収対策の俎上に載せ、共有可能な情報については他部署と共有を行っていくべきである。さらに、滞納となっている債権について、督促を行うとともに毎年 1 回は債務者に対し催告の連絡を行っているとのことであるが、不能欠損処分を行っていない。滞納債権の滞納期間を集計したデータがないが、長期にわたり滞納となっている債権もあるものと考えられ、また、今後滞納債権が長期化することもありうる。そのような状況下で、形式的に催告の連絡をするだけでなく、債権回収に向けた最善の努力を行いながらも回収が困難な債権については債権の時効期間等を参考にしながら、不能欠損処分をするなど効率的で公平・一貫性のある事務の執行をするべきである。

講じた措置の内容等	<p>債権管理システムについては、基幹業務システムの標準化等の影響により、新規システムへの入れ替えが難しい状況にあるが、システム外で集約機能を備えた債権管理台帳を再整備した。</p> <p>また、債権管理に当たっては、令和6年度に徴収困難な案件の債権回収業務を他の債権と組み合わせて弁護士法人に委託し、他部署と情報共有を行いながら、4件で196,396円を回収することができた。</p> <p>さらに、再整備した債権管理台帳を基に時効の完成した債権等について、不能欠損処分を行った。</p> <p>引き続き、実効性のある債権回収を行うとともに、適切に不能欠損処分を行うなど、効率的で公平・一貫性のある債権管理に努める。</p>
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)		こども部子育て支援課	
報告書ページ	103	区分別 の番号	指摘事項		
			意見	4	
指摘事項等 の内容	<p>備品台帳の代替書類の整備について</p> <p>妻里分室及び百合が丘分室において、備品台帳は存在しないことであるが、事務机や遊具等の物品は存在するため、現時点で設置されている物品に係るリストを作成して、定期的に現物を確認することについて検討すべきである。</p>				
講じた措置 の内容等	<p>妻里分室及び百合が丘分室で所有する備品等について、遊具等の公有財産については、所管換えの手続きが漏れていたため、令和6年2月28日付で幼児保育課から子育て支援課へ所管換えを行った。物品等の備品についても所管替えの手続きが漏れていたため、令和6年10月16日及び17日付で幼児保育課から子育て支援課への所管替えを行った。</p> <p>また、今後は、年1回定期的に現物確認を行うこととし、備品等の適正な管理に努める。</p>				

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)		こども部幼児保育課																																																																																																																																																										
報告書ページ	128	区分別 の番号	指摘事項																																																																																																																																																											
			意見	6																																																																																																																																																										
		<p>市立保育所のさらなる活用について</p> <p>全施設数は令和4年度末の施設数である。また、認定こども園で3年連続定員充足率100%超となった施設のうち1園は3年間の間に保育所から認定こども園へ移行した園である。</p> <p>全体の利用状況の数字のとおり、私立保育所の3年連続定員充足率100%超となった施設が19施設と私立保育所全体の4割程となっている。一方で市立の施設で3年連続定員充足率100%超となった施設はなく、定員充足率100%超となった年がある施設も皆無であった。</p> <p>市立施設であるため、近隣に類似施設がなく地域コミュニティ形成の必要性に応じる役割を担っていることや、保育士の不足等により定員数までの児童を保育できない状況であるとも考えられるが、待機児童問題があり私立保育所の平均定員充足率が継続的に100%超となっている中で、利用状況が私立保育所と比較して恒常に低い状況は待機児童問題解消のための負担が私立保育所により多く集中してしまっている可能性を示唆している。保育事業を実施する上での過重な負担は、保育従事者の疲弊を招くとともに、保育所に通う児童にとっても安心・安全で適切な保育環境が享受できなくなるおそれがある。</p> <p>市立保育所の施設ごとの利用状況は次のとおり。</p>																																																																																																																																																												
指摘事項等 の内容		<p>【市立保育所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="3">R2年度</th> <th colspan="3">R3年度</th> <th colspan="3">R4年度</th> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>平均</th> <th>定員</th> <th>定員</th> <th>平均</th> <th>定員</th> <th>定員</th> <th>平均</th> <th>定員</th> </tr> <tr> <th></th> <th>利用人数</th> <th>充足率</th> <th>(A)</th> <th>(B)</th> <th>(B) / (A)</th> <th></th> <th>利用人数</th> <th>充足率</th> <th>(A)</th> <th>(B)</th> <th>(B) / (A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白梅保育所</td> <td>90</td> <td>81.3</td> <td>90.3%</td> <td>90</td> <td>75.2</td> <td>83.5%</td> <td>90</td> <td>72.7</td> <td>80.7%</td> </tr> <tr> <td>杉山保育所</td> <td>120</td> <td>97.7</td> <td>81.4%</td> <td>120</td> <td>93.0</td> <td>77.5%</td> <td>120</td> <td>83.3</td> <td>69.4%</td> </tr> <tr> <td>新原保育所</td> <td>100</td> <td>84.9</td> <td>84.9%</td> <td>100</td> <td>88.7</td> <td>88.7%</td> <td>100</td> <td>88.9</td> <td>88.9%</td> </tr> <tr> <td>緑岡保育所</td> <td>80</td> <td>68.4</td> <td>85.5%</td> <td>80</td> <td>65.2</td> <td>81.5%</td> <td>80</td> <td>64.5</td> <td>80.6%</td> </tr> <tr> <td>城東保育所</td> <td>60</td> <td>49.9</td> <td>83.2%</td> <td>60</td> <td>50.3</td> <td>83.8%</td> <td>60</td> <td>47.8</td> <td>79.7%</td> </tr> <tr> <td>平須保育所</td> <td>60</td> <td>56.5</td> <td>94.2%</td> <td>60</td> <td>47.6</td> <td>79.3%</td> <td>60</td> <td>41.3</td> <td>68.8%</td> </tr> <tr> <td>渡里保育所</td> <td>60</td> <td>55.5</td> <td>92.5%</td> <td>60</td> <td>52.8</td> <td>87.9%</td> <td>60</td> <td>48.3</td> <td>80.4%</td> </tr> <tr> <td>若宮保育所</td> <td>80</td> <td>62.4</td> <td>78.0%</td> <td>80</td> <td>54.1</td> <td>67.6%</td> <td>80</td> <td>48.4</td> <td>60.5%</td> </tr> <tr> <td>河和田保育所</td> <td>90</td> <td>69.3</td> <td>77.0%</td> <td>90</td> <td>69.1</td> <td>76.8%</td> <td>90</td> <td>67.8</td> <td>75.4%</td> </tr> <tr> <td>双葉台保育所</td> <td>70</td> <td>62.7</td> <td>89.5%</td> <td>70</td> <td>60.4</td> <td>86.3%</td> <td>70</td> <td>54.8</td> <td>78.3%</td> </tr> <tr> <td>一の牧保育所</td> <td>60</td> <td>53.8</td> <td>89.6%</td> <td>60</td> <td>51.6</td> <td>86.0%</td> <td>60</td> <td>49.8</td> <td>82.9%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>870</td> <td>742.3</td> <td>85.3%</td> <td>870</td> <td>707.8</td> <td>81.4%</td> <td>870</td> <td>667.6</td> <td>76.7%</td> </tr> </tbody> </table>						施設名	R2年度			R3年度			R4年度			定員	平均	定員	定員	平均	定員	定員	平均	定員		利用人数	充足率	(A)	(B)	(B) / (A)		利用人数	充足率	(A)	(B)	(B) / (A)	白梅保育所	90	81.3	90.3%	90	75.2	83.5%	90	72.7	80.7%	杉山保育所	120	97.7	81.4%	120	93.0	77.5%	120	83.3	69.4%	新原保育所	100	84.9	84.9%	100	88.7	88.7%	100	88.9	88.9%	緑岡保育所	80	68.4	85.5%	80	65.2	81.5%	80	64.5	80.6%	城東保育所	60	49.9	83.2%	60	50.3	83.8%	60	47.8	79.7%	平須保育所	60	56.5	94.2%	60	47.6	79.3%	60	41.3	68.8%	渡里保育所	60	55.5	92.5%	60	52.8	87.9%	60	48.3	80.4%	若宮保育所	80	62.4	78.0%	80	54.1	67.6%	80	48.4	60.5%	河和田保育所	90	69.3	77.0%	90	69.1	76.8%	90	67.8	75.4%	双葉台保育所	70	62.7	89.5%	70	60.4	86.3%	70	54.8	78.3%	一の牧保育所	60	53.8	89.6%	60	51.6	86.0%	60	49.8	82.9%	合計	870	742.3	85.3%	870	707.8	81.4%	870	667.6	76.7%
施設名	R2年度			R3年度			R4年度																																																																																																																																																							
	定員	平均	定員	定員	平均	定員	定員	平均	定員																																																																																																																																																					
	利用人数	充足率	(A)	(B)	(B) / (A)		利用人数	充足率	(A)	(B)	(B) / (A)																																																																																																																																																			
白梅保育所	90	81.3	90.3%	90	75.2	83.5%	90	72.7	80.7%																																																																																																																																																					
杉山保育所	120	97.7	81.4%	120	93.0	77.5%	120	83.3	69.4%																																																																																																																																																					
新原保育所	100	84.9	84.9%	100	88.7	88.7%	100	88.9	88.9%																																																																																																																																																					
緑岡保育所	80	68.4	85.5%	80	65.2	81.5%	80	64.5	80.6%																																																																																																																																																					
城東保育所	60	49.9	83.2%	60	50.3	83.8%	60	47.8	79.7%																																																																																																																																																					
平須保育所	60	56.5	94.2%	60	47.6	79.3%	60	41.3	68.8%																																																																																																																																																					
渡里保育所	60	55.5	92.5%	60	52.8	87.9%	60	48.3	80.4%																																																																																																																																																					
若宮保育所	80	62.4	78.0%	80	54.1	67.6%	80	48.4	60.5%																																																																																																																																																					
河和田保育所	90	69.3	77.0%	90	69.1	76.8%	90	67.8	75.4%																																																																																																																																																					
双葉台保育所	70	62.7	89.5%	70	60.4	86.3%	70	54.8	78.3%																																																																																																																																																					
一の牧保育所	60	53.8	89.6%	60	51.6	86.0%	60	49.8	82.9%																																																																																																																																																					
合計	870	742.3	85.3%	870	707.8	81.4%	870	667.6	76.7%																																																																																																																																																					

	<p>上記のように保育所によって利用状況に大きな差はなく、また、全体的な傾向として利用者数は減少傾向にある。待機児童数は減少しているもののまだ完全には解消していない状況である。今後の少子化の加速による子どもの数の減少が見込まれるもの、共働き世帯の増加などにより保育需要は高い水準のまま継続することも想定されるため、私立保育所と比較し相対的に余裕があると考えられる市立保育所についてのさらなる活用について検討されたい。</p>
講じた措置の内容等	<p>市立保育所の更なる活用については、少子化の進行に伴い、今後は民間保育所においても利用児童数の減少が見込まれるが、民間保育所の利用児童数が減少した場合、その経営に大きな影響を与え、安全・安心で快適な保育環境の維持や保育所運営の継続が難しくなる可能性がある。将来にわたって本市の保育体制をしっかりと堅持していくため、市内保育所の適正配置を図る必要がある。</p> <p>また、民間保育所を含め、病気や障害のある児童の受け入れ等のニーズに対応できる施設の不足により待機児童が発生している状況や慢性的に保育士が不足している状況があるとともに、一部の市立保育所では利用希望児童の減少、施設の老朽化等に課題が生じている。</p> <p>このため、これらの課題に対応しながら、虐待等のリスクがある家庭の児童や病気や障害のある児童の受け入れなど市立保育所の役割をしっかりと担う体制を整えるため、令和7年2月に「水戸市立保育所の在り方と今後の方針」を策定した。</p> <p>本方針に基づき、令和12年度末までに5箇所の市立保育所を統合又は廃止する一方、一部の市立保育所には病気等のある児童に対応するための看護師を配置するほか、利用希望児童の多い保育所には重点的に保育士を配置するなど、利用希望児童の受け入れ体制を整えていく。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)		こども部幼児保育課
報告書ページ	141	区別 の番号	指摘事項 意見	4
指摘事項等 の内容		<p>物品の管理について財務規則等に従い適切に行うべきこと</p> <p>市が保有する「財産」は、公有財産と物品及び債権並びに基金に分かれる。公有財産は、さらに使用目的により行政財産と普通財産とに区分される（地方自治法第237条）。公有財産と物品それぞれの定義は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有財産：普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるものの（基金に属するものを除く） <ul style="list-style-type: none"> 一 不動産 二 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利 七 出資による権利 八 財産の信託の受益権 ・行政財産：普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう。 ・普通財産：行政財産以外の一切の公有財産をいう。 <p>（地方自治法第238条第1項及び第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品：普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。 <ul style="list-style-type: none"> 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。） 二 公有財産に属するもの 三 基金に属するもの <p>（地方自治法第239条）</p> <p>なお、公有財産については、「公有財産台帳」、物品については「物品</p> 		

一覧」を作成して、管理を行うこととなっている（水戸市財務規則第 226 条及び第 249 条）。

市の定期監査調書を数年間確認したところ、市立の保育所や幼稚園等において、ほぼ毎年、台帳に記載されている物品がないという報告があった。

このため、実際に物品等の管理状況を確認するために杉山保育所へ現場視察を行った。



(杉山保育所 入口)



(杉山保育所 園庭側)

その結果、視察した杉山保育所において物品台帳と現物との照合を行った際に園庭に物置が 3 つあった。うち 2 つについては物品台帳に記載があったが、1 つについては記載されていなかった。

	<p>市では物品台帳のほかに公有財産台帳（建物）等工事で取得した財産を管理する台帳があるため、それらの台帳についても確認したが、当該物置については記載されていなかった。</p> <p>公有財産台帳（建物）に園舎が記載されており、同時に取得した財産の中に物置の記載があるが、これは木造となっていることから、視察時に存在した金属製の物置ではないと考えられる。そのため、現状公有財産台帳に記載されている木造のものは既に廃棄されており、その後取得したものが、公有財産台帳にも物品台帳にも記載されていない状態となっている。換言すると、廃棄の処理漏れが1件と新規の物品の登録漏れが1件生じていることとなる。</p> <p>保育所では物品台帳を基に物品については、1年に1度台帳と現物との照合を行っているとのことである。しかしながら、毎年固定資産について廃棄の処理漏れの報告がなされていることに加え、今回現場視察を行った杉山保育所においても新規の資産の登録漏れと廃棄漏れが発見されており、他の市立の施設においても同様の事象が発生している蓋然性は高いと思料され、固定資産の管理について根本から見直す必要があると考える。</p> <p>また、市の監査が行われる際に事前に幼児保育課の方で確認を行っているが、その際に使用したチェック証跡の残った備品台帳は園の方に返却しており、幼児保育課の方でどの園で、実在性の確認できないものが何件あったかということについてはわからない状態となっている。これらの情報については、幼児保育課の方で情報を収集し、他の施設にフィードバックをすることが必要であると考える。</p>
講じた措置の内容等	<p>杉山保育所における廃棄の処理漏れ1件及び新規の物品の登録漏れ1件については、令和6年6月に廃棄の処理及び物品の登録を行った。</p> <p>また、各施設において台帳と現物の確認を行うとともに、継続的な適正管理について施設長が参加する会議の場等において周知した。</p> <p>令和7年度も幼児保育課において定期的な確認を実施し、幼児保育課による確認において発見した不備等の事例については、全保育所で共有し、同様の事例のないよう各施設において再確認を行っている。今後も定期的な確認を継続し、適正な備品の管理に努める。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)		こども部幼児保育課			
報告書ページ	145	区分別 の番号	指摘事項		意見 9		
			指摘事項	意見			
指摘事項等 の内容	<p>施設ごとの収支状況の把握について</p> <p>水戸市の市立幼稚園は7園、幼稚園型認定こども園3園、幼保連携型認定こども園2園、保育所11園となっている。市では、これらの運営を一体としてとらえており、個々の園ごとの収支等を把握していない。</p> <p>教育や保育を目的とする施設であることから、利用者数や地域の状況等色々な観点から運営状況を把握する必要があり、収支状況を他の指標に比べて優先すべきではない。</p> <p>しかしながら、園の統廃合の流れが進む中では、個々の園の収支状況は、統廃合の判断を行う上で重要な判断材料となりうると思料する。個々の施設での利用人数や職員の人数は把握しているため、収支のうち、大きな部分については情報を有している。その他、減価償却費についても、各施設ごとに工事の台帳や物品台帳を作成し、管理していることから計算可能となっている。なかには、消耗品等のように施設ごとではなく、一括発注をしているものもあり、個々に各施設に直課できないものもあると思われるが、個々の施設の収支状況を把握する趣旨としては、厳密な計算を求めるというものではなく、各施設の状況を収支面から把握し、今後の意思決定に資することである。</p> <p>そのため、今入手できる情報、必要だが現状では入手できない情報を整理するところから始めて、個々の施設の収支状況を把握できるようにすることが望まれる。</p>						
講じた措置 の内容等	<p>各施設において執行している予算と幼児保育課で執行している予算の収支状況を集約し、令和6年度決算において施設ごとの収支状況（職員給与費を除く。）の把握を行った。</p> <p>この結果、在籍児童の少ない施設は、児童1人当たりの運営費が大きい傾向が見られ、特に幼稚園及び幼稚園型認定こども園においてはその傾向が顕著であった。</p> <p>このため、個々の施設の収支状況を、令和7年度中に策定予定の「（仮称）市立認定こども園の再編方針」の検討材料にするとともに、今後も施設ごとの収支状況を把握し、人的・物的資源を効果的に活用した質の高い市立施設の運営に努める。</p>						

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)	福祉部福祉指導課	
報告書ページ	151	区分別 の番号	指摘事項 意見	6
指摘事項等 の内容	<u>児童福祉施設の検査について、児童福祉法施行令違反となっている状況を改善すべきこと</u> 別紙のとおり			
講じた措置 の内容等	令和6年度以降、全施設に対し実地検査を実施している。			

別紙

児童福祉法施行令第38条において、1年に1回以上児童福祉施設、児童福祉法の規定に基づき定められた基準を順守しているか実地で検査しなければならないとあるが、水戸市の実態として1年に1回以上実施できていない。

児童福祉施設への検査は令和2年に水戸市が中核市に移行後に水戸市の事務となつたが、それ以前は茨城県の事務であった。水戸市の事務としての実地監査実施率について、新型コロナウィルス感染症の影響も考慮しなければならないが、全施設への実地検査が実施できていない状況である。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）

令和5年政令第195号（令和5年5月31日公布、令和5年10月1日施行）による改正前

第38条

都道府県知事は、当該職員をして、一年に一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第45条第1項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。

令和5年政令第195号（令和5年5月31日公布、令和5年10月1日施行）による改正後

第38条

都道府県知事は、当該職員をして、年度ごとに一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第四十五条第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。ただし、当該児童福祉施設について次の各号のいずれかに該当する場合においては、実地の検査に代えて、必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させることにより、当該基準を遵守しているかどうかを確認させることができる。

- 一 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不適当と認められる場合
- 二 前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと認められる場合

（下線は筆者による）

これは水戸市特有の問題ではなく、他自治体の状況は次のようにになっている。なお、直近の資料が公表されていないため、令和2年度時点の情報である。

出典：厚生労働省 令和2年度 児童福祉行政指導監査等の実施状況報告 集計結果

表7 各都道府県・市における保育所及び入所施設に対する指導監査の状況

監査対象施設数 A	保育所			児童入所施設						婦人保護施設			合計					
	監査実施数 B	監査実施率 B/A	実地監査実施数 C	監査対象施設数 C/A														
北海道	429	356	83.0%	330	76.9%	24	17	70.8%	13	54.2%	0	0.0%	0	0.0%	453	373	82.3%	
青森県	306	210	68.6%	106	34.6%	13	7	53.8%	3	23.1%	0	0.0%	0	0.0%	319	217	68.0%	
岩手県	239	230	100.0%	223	93.3%	11	11	100.0%	10	90.9%	0	0.0%	0	0.0%	250	250	100.0%	
宮城県	244	244	100.0%	244	100.0%	9	4	44.4%	4	44.4%	1	100.0%	1	100.0%	254	249	98.0%	
秋田県	142	142	100.0%	142	100.0%	23	1	4.3%	1	4.3%	1	0.0%	0	0.0%	166	143	86.1%	
山形県	189	189	100.0%	178	94.2%	14	6	42.9%	4	28.6%	1	0.0%	0	0.0%	204	195	95.6%	
福島県	148	148	100.0%	63	42.6%	12	11	91.7%	2	16.7%	1	0.0%	0	0.0%	161	159	98.8%	
茨城県	386	376	97.4%	157	40.7%	28	9	32.1%	9	32.1%	0	0.0%	0	0.0%	414	365	93.0%	
栃木県	241	152	63.1%	9	3.7%	18	18	100.0%	2	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	259	170	65.6%	
群馬県	223	223	100.0%	124	55.6%	15	15	100.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	239	238	99.6%	
埼玉県	841	828	98.5%	198	23.5%	30	30	100.0%	14	46.7%	1	100.0%	0	0.0%	872	859	98.5%	
千葉県	737	536	72.7%	1	0.1%	27	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	764	536	70.2%	
東京都	2,991	133	4.4%	131	4.4%	126	30	23.8%	5	20.0%	1	20.0%	3,122	164	5.3%	162	5.2%	
神奈川県	456	236	51.8%	236	51.8%	19	9	47.4%	9	47.4%	0	0.0%	0	0.0%	476	245	51.6%	
新潟県	373	373	100.0%	341	91.4%	8	8	100.0%	8	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	381	381	100.0%	
富山県	139	139	100.0%	139	100.0%	5	5	100.0%	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	144	144	100.0%	
石川県	154	154	100.0%	113	73.4%	11	6	54.5%	6	54.5%	0	0.0%	0	0.0%	165	160	97.0%	
福井県	128	128	100.0%	34	26.6%	9	8	88.9%	1	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	137	136	99.3%	
山梨県	153	152	99.3%	55	35.9%	11	11	100.0%	11	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	164	163	99.4%	
長野県	455	455	100.0%	212	46.6%	24	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	479	455	95.0%	
岐阜県	309	309	100.0%	0	0.0%	23	23	100.0%	11	47.8%	1	100.0%	0	0.0%	333	333	100.0%	
静岡県	298	286	100.0%	0	0.0%	17	13	76.5%	2	11.0%	0	0.0%	0	0.0%	305	301	98.7%	
愛知県	735	735	100.0%	67	9.1%	35	35	100.0%	12	34.3%	0	0.0%	0	0.0%	770	770	100.0%	
三重県	377	375	99.5%	0	0.0%	28	20	71.4%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	406	395	97.3%	
滋賀県	175	175	100.0%	0	0.0%	12	8	66.7%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	188	183	97.3%	
京都府	157	155	98.7%	65	41.4%	10	10	100.0%	5	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	167	165	98.8%	
大阪府	238	64	26.9%	50	21.0%	43	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	282	64	22.7%	
兵庫県	214	5	2.3%	0	0.0%	21	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	235	5	2.1%	
奈良県	60	0	0.0%	0	0.0%	10	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	70	0	0.0%	
和歌山県	114	113	99.1%	51	44.7%	22	14	63.6%	2	9.1%	1	0.0%	0	0.0%	137	127	92.7%	
鳥取県	102	101	99.0%	17	16.7%	18	13	72.2%	8	44.4%	0	0.0%	0	0.0%	120	114	95.0%	
島根県	207	207	100.0%	44	21.3%	7	6	85.7%	5	71.4%	0	0.0%	0	0.0%	214	213	99.5%	
岡山県	165	77	46.7%	77	46.7%	7	6	85.7%	6	85.7%	0	0.0%	0	0.0%	172	83	48.3%	
広島県	196	190	96.9%	110	56.1%	17	17	100.0%	3	17.6%	0	0.0%	0	0.0%	213	207	97.2%	
山口県	237	237	100.0%	136	57.4%	17	14	82.4%	14	82.4%	1	0.0%	0	0.0%	255	251	98.4%	
徳島県	156	156	100.0%	156	100.0%	12	11	91.7%	11	91.7%	0	0.0%	0	0.0%	168	167	99.4%	
香川県	91	91	100.0%	91	100.0%	6	6	100.0%	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	97	97	100.0%	
愛媛県	205	205	100.0%	118	57.6%	21	18	85.7%	9	42.9%	1	100.0%	0	0.0%	227	224	98.7%	
高知県	146	94	64.4%	56	38.4%	18	7	38.9%	6	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	164	101	61.6%	
福岡県	490	487	99.4%	376	76.7%	23	1	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	513	488	95.1%	
佐賀県	187	187	100.0%	154	82.4%	15	12	80.0%	12	80.0%	1	100.0%	1	100.0%	203	200	98.5%	
長崎県	252	252	100.0%	184	73.0%	14	8	57.1%	8	57.1%	1	0.0%	0	0.0%	267	260	97.4%	
熊本県	405	21	5.2%	21	5.2%	11	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	416	22	5.3%	
大分県	152	152	100.0%	121	79.6%	14	14	100.0%	14	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	166	166	100.0%	
宮崎県	204	204	100.0%	101	49.5%	14	14	100.0%	9	64.3%	1	0.0%	0	0.0%	219	218	99.5%	
鹿児島県	261	258	98.9%	0	0.0%	24	23	95.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	285	281	98.6%	
沖縄県	398	279	70.1%	116	29.1%	14	4	28.6%	3	21.4%	1	0.0%	0	0.0%	413	283	68.5%	
都道府県計	15,495	10,830	69.9%	5,147	33.2%	910	504	55.4%	278	30.5%	22	6	27.3%	3	13.6%	16,427	11,340	69.0%
																5,428	33.0%	

※ 実施数については、集合監査等によるものも含む。

	保育所						児童入所施設						婦人保護施設						合計						
	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	Bのうち実地監査実施率 C/A	実地監査実施率 C/A	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	Bのうち実地監査実施率 C/A	実地監査実施率 C/A	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	Bのうち実地監査実施率 C/A	実地監査実施率 C/A	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	Bのうち実地監査実施率 C/A	実地監査実施率 C/A	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	Bのうち実地監査実施率 C/A	実地監査実施率 C/A
札幌市	264	201	76.1%	1	0.4%	13	12	92.3%	1	7.7%	0	0	0.0%	0	0.0%	277	213	76.9%	2	0.7%					
仙台市	195	195	100.0%	109	55.9%	9	9	100.0%	9	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	204	204	100.0%	118	57.8%					
さいたま市	182	182	100.0%	56	30.8%	5	5	100.0%	5	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	187	187	100.0%	61	32.6%					
千葉市	149	80	53.7%	0	0.0%	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	154	85	55.2%	0	0.0%					
横浜市	863	792	91.8%	409	47.4%	36	22	61.1%	9	25.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	899	814	90.5%	418	46.5%					
川崎市	396	396	100.0%	77	19.4%	14	14	100.0%	14	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	410	410	100.0%	91	22.2%					
相模原市	103	103	100.0%	12	11.7%	4	4	100.0%	3	75.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	107	107	100.0%	15	14.0%					
新潟市	89	88	99.9%	33	37.1%	4	1	25.0%	1	25.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	93	89	95.7%	34	36.6%					
静岡市	55	55	100.0%	55	100.0%	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	58	58	100.0%	55	94.8%					
浜松市	62	62	100.0%	42	67.7%	5	5	100.0%	5	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	67	67	100.0%	47	70.1%					
名古屋市	436	436	100.0%	304	69.7%	26	18	69.2%	18	69.2%	2	2	100.0%	0	0.0%	464	456	98.3%	322	69.4%					
京都市	242	228	94.2%	228	94.2%	13	13	100.0%	13	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	255	241	94.5%	241	94.5%					
大阪市	390	337	86.4%	337	86.4%	25	22	88.0%	12	48.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	415	359	86.5%	349	84.1%					
堺市	21	11	52.4%	11	52.4%	9	5	55.6%	5	55.6%	0	0	0.0%	0	0.0%	30	16	53.3%	16	53.3%					
神戸市	123	123	100.0%	72	58.5%	25	24	96.0%	14	56.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	149	148	99.3%	86	57.7%					
岡山市	67	29	43.3%	29	43.3%	8	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	75	29	38.7%	29	38.7%					
広島市	188	188	100.0%	188	100.0%	10	10	100.0%	10	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	198	198	100.0%	198	100.0%					
北九州市	159	159	100.0%	25	15.7%	8	8	100.0%	8	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	167	167	100.0%	33	19.8%					
福岡市	274	274	100.0%	42	15.3%	7	7	100.0%	2	28.6%	1	0	0.0%	0	0.0%	282	281	99.6%	44	15.6%					
熊本市	109	19	17.4%	19	17.4%	8	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	117	19	16.2%	19	16.2%					
指定都市計	4,367	3,958	90.6%	2,049	46.9%	237	187	78.9%	129	54.4%	4	3	75.0%	0	0.0%	4,608	4,148	90.0%	2,178	47.3%					

※ 実施数については、集合監査等によるものも含む。

	保育所				児童入所施設				婦人保護施設				合計							
	監査対象施設数A	監査実施数B	監査実施率B/A	実地監査実施数C																
旭川市	54	11	20.4%	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	55	11	20.0%	0	0.0%			
函館市	30	30	100.0%	30	100.0%	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	32	30	93.6%	30	93.8%			
青森市	56	56	100.0%	56	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	56	56	100.0%	56	100.0%			
八戸市	30	30	100.0%	0	0.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	31	31	100.0%	1	3.2%			
盛岡市	47	3	6.4%	1	2.1%	1	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	49	3	6.1%	1	2.0%			
秋田市	56	56	100.0%	56	100.0%	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	59	59	100.0%	59	100.0%			
山形市	45	45	100.0%	45	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	46	46	100.0%	46	100.0%			
福島市	45	45	100.0%	14	31.1%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	46	46	100.0%	14	30.4%			
郡山市	30	30	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	30	30	100.0%	0	0.0%			
いわき市	24	18	75.0%	2	8.3%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	25	19	76.0%	2	8.0%			
水戸市	58	58	100.0%	36	62.1%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	58	58	100.0%	36	62.1%			
宇都宮市	68	55	80.9%	55	80.9%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	69	56	81.2%	56	81.2%			
高崎市	35	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	35	0	0.0%	0	0.0%			
前橋市	25	24	96.0%	0	0.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	26	25	96.2%	0	0.0%			
川越市	36	36	100.0%	36	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	37	37	100.0%	37	100.0%			
川口市	122	95	77.9%	42	34.4%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	123	96	78.0%	43	35.0%			
越谷市	21	10	47.6%	2	9.5%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	21	10	47.6%	2	9.5%			
船橋市	91	91	100.0%	91	100.0%	2	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%	93	93	100.0%	92	98.9%			
柏市	65	65	100.0%	22	33.6%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	65	65	100.0%	22	33.8%			
八王子市	84	74	88.1%	1	1.2%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	85	75	88.2%	1	1.2%			
横須賀市	37	0	0.0%	0	0.0%	5	3	60.0%	3	60.0%	0	0.0%	42	3	7.1%	3	7.1%			
富山市	42	42	100.0%	42	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	43	43	100.0%	43	100.0%			
金沢市	64	64	100.0%	64	100.0%	6	6	100.0%	6	100.0%	0	0.0%	70	70	100.0%	70	100.0%			
福井市	28	28	100.0%	18	64.3%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	28	28	100.0%	18	64.3%			
甲府市	22	22	100.0%	22	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	22	22	100.0%	22	100.0%			
長野市	43	43	100.0%	9	20.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	43	43	100.0%	9	20.0%			
岐阜市	38	18	47.4%	18	47.4%	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	40	20	50.0%	18	45.0%			
豊橋市	41	41	100.0%	27	65.9%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	42	42	100.0%	28	66.7%			
岡崎市	53	53	100.0%	18	34.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	54	54	100.0%	19	35.2%			
豊田市	66	66	100.0%	66	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	67	67	100.0%	67	100.0%			
大津市	56	56	100.0%	56	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	56	56	100.0%	56	100.0%			
豊中市	48	14	29.2%	14	29.2%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	48	14	29.2%	14	29.2%			
吹田市	46	46	100.0%	11	23.9%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	46	46	100.0%	11	23.9%			
高槻市	28	28	100.0%	28	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	28	28	100.0%	28	100.0%			
枚方市	54	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	54	0	0.0%	0	0.0%			
八尾市	8	8	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	8	100.0%	0	0.0%			
寝屋川市	18	3	16.7%	3	16.7%	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	19	3	15.6%	3	15.6%			
東大阪市	30	5	16.7%	5	16.7%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	30	5	16.7%	5	16.7%			
姫路市	33	17	51.5%	17	51.5%	1	1	100.0%	1	100.0%	1	0.0%	35	18	51.4%	18	51.4%			
尼崎市	59	59	100.0%	0	0.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	60	60	100.0%	0	0.0%			
明石市	48	38	79.2%	23	47.9%	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	50	38	76.0%	23	46.0%			
西宮市	30	30	100.0%	30	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	31	31	100.0%	31	100.0%			
奈良市	29	22	75.9%	2	6.9%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	30	23	76.7%	2	6.7%			
和歌山市	19	16	84.2%	16	84.2%	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	20	16	80.0%	16	80.0%			
鳥取市	45	45	100.0%	20	44.4%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	45	45	100.0%	20	44.4%			
松江市	69	69	100.0%	69	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	70	70	100.0%	70	100.0%			
倉敷市	69	69	100.0%	2	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	71	69	97.2%	69	97.2%			
吳市	27	27	100.0%	27	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	1	0.0%	29	29	100.0%	28	96.6%			
福山市	30	30	100.0%	30	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	30	30	100.0%	30	100.0%			
下関市	36	14	38.9%	14	38.9%	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	38	14	36.8%	14	36.8%			
高松市	67	67	100.0%	67	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	67	67	100.0%	67	100.0%			
松山市	58	58	100.0%	55	94.8%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	59	59	100.0%	56	94.9%			
高知市	91	87	95.6%	52	57.1%	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	92	87	94.6%	52	56.5%			
久留米市	68	59	86.8%	46	67.6%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	68	59	86.6%	46	67.6%			
長崎市	82	59	72.0%	59	72.0%	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	83	59	71.1%	59	71.1%			
佐世保市	62	62	100.0%	45	72.6%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	63	63	100.0%	46	73.0%			
大分市	79	79	100.0%	79	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	80	80	100.0%	80	100.0%			
宮崎市	83	83	100.0%	5	6.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	83	83	100.0%	5	6.0%			
鹿児島市	116	116	100.0%	1	0.9%	5	5	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	122	122	100.0%	1	0.8%			
那霸市	92	92	100.0%	92	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	92	92	100.0%	92	100.0%			
中核市計	3,036	2,567	84.6%	1,708	56.3%	59	43	72.9%	29	49.2%	4	2	50.0%	0	0.0%	3,099	2,612	84.3%	1,737	56.1%

※ 実施数については、集合監査等によるものも含む。

	保育所				児童入所施設				婦人保護施設				合計				
	監査対象施設数A	監査実施数B	監査実施率B/A	実地監査実施数C													
世田谷区	150	46	30.7%	46	30.7%	5	4	80.0%	4	80.0%	0	0.0%	155	50	32.3%	50	32.3%
荒川区	56	22	39.3%	22	39.3%	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	57	22	38.6%	22	38.6%
江戸川区	132	30	22.7%	30	22.7%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	133	31	23.3%	31	23.3%
児童相談所設置市計	338	98	29.0%	98	29.0%	7	5	71.4%	5	71.4%	0	0.0%	345	103	29.9%	103	29.9%
合計	23,236	17,453	75.1%	9,002	38.7%	1,213	739	60.9%	44								

男児が死亡するという大変痛ましい事故が起きている。

その時の提言として、次のように記されている。なお、事故発生当時は水戸市が中核市へ移行する前であり、認可外保育施設に対する指導監督は茨城県の事務であったため、自治体組織名は茨城県庁に関する記載となっている。

第4章 提言

(中略)

3 行政（自治体）の指導監督の徹底

本事例の施設においては、当該施設が「認可外保育施設設置届」の届出を行った平成24年度の最初の県の立入調査の時点から、毎年度、保育従事者や有資格者の人数などが指導監督基準を満たしていない事項について文書による指摘を受けていたがこれらは改善されなかった。

以上を踏まえれば、自治体は、保育従事者数が基準に満たない、定期的に睡眠中の子どもの状況を確認していないなどの状態が恒常化し、子どもの生命・安全の確保が懸念される施設に対しては、事務的形式的になりかねない指導を繰り返すのではなく、改善状況を確認するための立入調査等を速やかに実施する必要がある。

また、施設における改善が迅速かつ確実に履行されるよう、法に基づく勧告や公表、事業の停止や施設閉鎖の命令などの厳正な行政処分を行い、改善指導の実効性を担保することが重要である。

このため、実施計画を策定した上で年又は隔年に1回程度の頻度で立入調査を実施する保健福祉部福祉指導課福祉監査室は、施設がたび重なる指摘にもかかわらず改善を図っていない場合は、運営等に重大な問題を有する施設等を対象とする特別立入調査を行う保健福祉部子ども政策局子ども未来課へ適時適切に情報提供を行うなど連携を密にし対応する必要がある。

以下、提言として、

○提言

6 自治体は、指導監督基準に適合させるよう指導を徹底し、子どもの福祉に必要と認める事項については、改善状況の確認の徹底勧告や公表などの行政処分を行うなど施設における改善が迅速かつ十分になれるよう指導監督の徹底を図ること。

（出典：認可外保育施設等における重大事故検証報告書（平成30年9月認可外保育施設）
茨城県認可外保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会）

さらに市の認可保育所においても不適切な保育が行われていたことが令和5年6月の報道により明らかになった。当該事象は監査対象期間外のため、具体的な検討は行わないが、近年全国的にみられる保育所等における不適切な保育は、児童を預ける親の不安を招き、そ

して保育所等で時間を過ごす子どもの人権を脅かす。就学前の子どもの教育・保育においては公立施設の老朽化や利用者ニーズに合致しない施設の縮小等に伴い、私立の児童福祉施設を利用する児童数が増えている状況であるため、私立の児童福祉施設を指導監督する福祉指導課が果たす役割は今後さらに大きくなっていく。

令和5年度の児童福祉法施行令の改正により、児童福祉施設の実地検査は①天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不適当と認められる場合や②前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要ないと認められる場合においては、書面による検査が認められることとなったが、原則は1年に1回以上の実地検査である。

そして、実地検査においては形式的に指導監督基準の適合状況を事務的形式的に検査するだけでは施設を利用する子どもや保護者等を含めた利用者の、市への指導監督に期待する役割を果たすことができない。過去の発生した事故・事例の原因の究明を行い、どのような状態であれば、子どもたちや親が安心・安全に利用できる施設となれるのかを念頭に児童福祉施設の検査を実施するべきである。